

スプリング・ジャパン（株）からの混雑空港（東京国際空港）  
運航許可申請について（1回目）

1. 日 時

令和6年5月9日（木） 10：30～11：45

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

航空局：重田裕彦航空ネットワーク部航空事業課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 渋谷、木村、浅井、藤澤、増田、廣井、藤間

4. 議事概要

○ 航空局より、スプリング・ジャパン株式会社（以下「スプリング・ジャパン」という。）からの東京国際空港の運航許可申請の概要等について、説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

- ① 今回の貨物便では主に宅配便を取り扱うとのことだが、それ以外に想定している品目はあるか。
- ② 現在トラックで輸送している貨物が航空貨物に移行すると想定している理由は何か。
- ③ コンテナへの積付作業はどここの施設を使用して行っているのか。
- ④ 今後増便するにあたり、必要となる貨物専用機の数は増えるのではないか。
- ⑤ 航空法第107条の3第3項第2号に適合する理由を整理して説明いただきたい。

等の意見・質問があった。

○ これに対し、航空局からは、

- ① 宅配便以外にも、利用者からニーズがあれば対応すると聞いている。また、ヤマト運輸以外の宅配便を混載する場合もある。
- ② トラックドライバーの労働時間規制の強化に伴い、遠距離のトラックでの輸送

が一層困難となるところ、貨物専用機で運送すれば1日で運ぶことができる。そのため、トラックで輸送している貨物の一部が貨物専用機による運送に移行するものと想定される。

- ③ 東京国際空港内の貨物上屋においてコンテナへの積付作業を行っている。
  - ④ 増便はするが、貨物専用機は3機体制で対応できる。
  - ⑤ 整理のうえ次回ご説明する。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。